

佐世保市立山澄中学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条

佐世保市立山澄中学校 P T A (以下、「本会」とする)が保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利・利益を保護しつつ本会の円滑な運営に資することを目的とし、P T A 役員名簿、会員名簿、行事等の記録、写真データ、その他個人情報データベース (以下「IDB」とする) の取扱いについて定める。

(責務)

第2条

本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努める責務を負う。

(管理者)

第3条

本会における IDB の管理者は「会長」とする。

(取扱者)

第4条

本会における IDB 取扱者は、本会の「実行委員会構成メンバー (以下、役員とする)」及び「スクールサポートスタッフ (以下、S S S)」とする。

(秘密保持義務)

第5条

IDB の管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。任期満了、転出等による退任、辞任等により当該職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条

本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条

個人情報取扱いの方法は、総会資料、広報誌、学校ホームページ等の媒体を用いて会員に周知する。

(利用)

第8条

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の集金業務、管理業務
- (2) 各種文書の送付
- (3) 役員・会員等の名簿作成
- (4) 役員の推薦活動
- (5) 広報誌、学校ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条

個人情報の管理又は取扱者が山澄中学校校長室内の個人情報保護用キャビネットにて適正に保管及び管理するものとする。また、不要となった個人情報は、管理者または取扱者の立ち合いのもと、適正

な方法により速やかに廃棄する。

(保管及び持ち出し等)

第11条

IDB を取り扱う電子機器等についてはインターネット使用環境外（オフライン）の状態で使用することとする。また必要な業務のため電子機器、または外部記憶装置（USB）等を用いて IDB を外部に持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかけるなど、適切に保管することとする。

(第三者提供の制限)

第12条

個人情報とは次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

- (1) 国の機関、地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令に定める事務手続き・調査・捜査を遂行することに協力する必要がある場合
- (2) 生命、身体、財産の保護のために必要な場合（会員非会員を問わない）
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条

本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第3号の場合)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条

第三者(第12条第1号から第3号の場合)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(情報の開示)

第15条

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条

個人情報データベースの漏えいを確認(紛失を含む)した、もしくは漏えいした恐れ(紛失の疑いがある)があることを把握した場合は、善良なる管理者の義務をもって、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員及び会員に対し、必要に応じ個人データの取り扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第18条

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情又は意見が発生した場合は、適切かつ迅速な処理に努める責務を負う。

(改正)

第19条

本規則について、法令改正または実務上の不備が発見され運用に支障がでた場合は、会員総会へ上程することなく、実行委員会又は臨時実行委員会において審議し、過半数の承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知する。

(附則)

本規定は以下の通り運用を開始する。

規則制定日 令和 6年 2月15日

規則施行日 令和 6年 5月 1日